



経営インサイト

管理部門担当者様にとって注目のテーマに気付きをお届けする

毎年発表される税制改正大綱を受けて実際に税制改正が行われることとなりますが、大綱に書かれている内容は、実際の改正にどの程度反映されるのでしょうか？ また、経営者や管理部門の担当者が税制改正大綱をチェックする必要はあるのでしょうか？

税制改正大綱は税制改正の情報を早く手に入れるために便利なものですが、実はそれだけではなく、税制改正大綱を読み解くことでビジネスのヒントが得られることも、少なくないのです。

今回は、税制改正大綱の概要や、企業はどの程度税制改正大綱を理解しておけばいいのか、中小企業や中堅企業に影響のある項目について、税理士法人アイユーコンサルティング 足立賢亮税理士にお話を伺いました。

令和5年度 税制改正大綱の ポイント

1

税制改正大綱とは

法律を改正する際にはまず国会で審議されますが、税制に関しても与野党で審議を行い、具体的な内容をとりまとめていきます。そして、ある程度とりまとめが終わった段階で作成されるのが「税制改正大綱」と呼ばれるものです。

税制改正大綱は毎年12月に発表され、誰でも見ることが出来ます。最終的に施行されるまでには、細かい微調整が行われるのが一般的ですが、基本的に大綱まで落とし込まれた内容は、ほとんどそのままの内容で施行されます。そのため、税制改正大綱を読めば、税制がどのように改正されるのかをいち早く確認することが出来ます。

企業は、自社の事業と関連する税制に



税理士法人アイユーコンサルティング
税理士
足立 賢亮 氏

については最新情報を追いつき、改正による影響に備える必要があります。

税制改正について全てを把握しておく必要はありませんが、必要な箇所の最新情報を入手しておくことで、施行に先立って準備を進めることが可能になります。

2

税制改正大綱は ビジネスにも役立つ

このように、税制改正の最新情報を得るために役立つ税制改正大綱ですが、実は、大綱を理解することは、ビジネスそのものにも役立つことをご存じでしょうか。

国の施策には、市場や景気の状態が反映されています。例えば2050年のカーボンニュートラルの実現などがその例です。税制も例外ではなく、政府が実

現したいこと、国が目指す方向性などが、改正には反映されているのです。
たとえば、2022年12月23日の閣議決定、及び2022年12月16日の与党税制改正大綱には、大まかな方向性として次のようなことが書かれています。

- ・人材への投資を強化
- ・成長と分配の好循環
- ・税負担の公平性の確保
- ・経済のグローバル化・デジタル化等への対応
- ・地方活性化

こうした方向性が具体的な内容に落とし込まれ、税制改正が行われます。国が力を入れたい施策には税制優遇が実施されたり補助金が組まれたりしますから、大綱をチェックしておくことにより税制改正をうまく経営に活かすことができるのです。

例えば、後ほど出てくる「特定資産の買換え特例の改正」が良い例です。今回の改正では、「ビジネスが都心に集中している今の状態から、地方へ分散させたい」という狙いが背景となっています。そのため、東京都特別区域から地域再生法の集中地域外に本店を移転すると、更に高い税制優遇が受けられる反面、逆の動き

をすると税制優遇の割合が引下げられ、実質的な増税になってしまいます。

この例からも、早めに改正の動きを把握しておくことが重要であることが、お分かりいただけるのではないのでしょうか。ここからは、中小企業や中堅企業にとって重要となる改正について、具体的に見ていくことにします。

3 令和5年度の重要改正

研究開発税制 税額控除率・ 控除税額上限の見直し

研究開発税制については、試験研究費の額から一定額を法人税額から控除する「中小企業技術基盤強化税制」「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」に関して、増減試験研究費割合が4%を超えた場合に最大5%の控除上限を増額するとともに、マイナス4%を下回った場合には、最大5%の控除上限の減額をするという改正がなされる予定です。

加えて、税額控除率の見直しも予定されており（図表1参照）、今以上にメリハリが強化される見込みです。

この税制の主な対象者は、製品の研究・開発をする機会の多い製造業などです。積極的に研究開発を行う企業にとっては

減税となりますが、それ以外の企業にとっては増税となる可能性があります。中小企業が研究開発を積極的にを行い、ノウハウを蓄えることによって、日本の経済が成長していくことを狙いとしていることが分かります。

中小企業投資促進税制・中小 企業経営強化税制の 一部見直しと延長

2022年から日本では物価上昇が話題となっていますが、企業においては、物価上昇による収益環境の悪化が懸念されています。またそのほかにも、社会保険の負担や最低賃金の上昇など、特に中小企業を取り巻く環境は厳しくなる一方です。

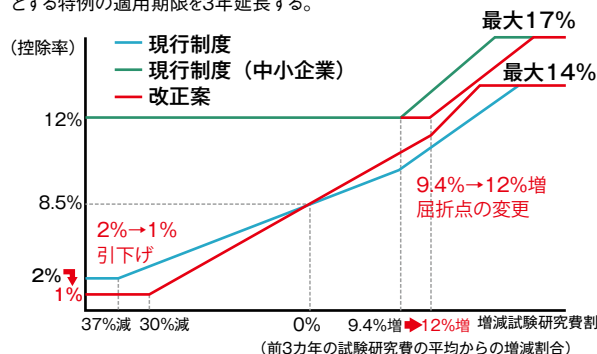
そのような環境の中で、中小企業の生産性向上や経営力強化を促す後押しとして設立されたのが、中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制でした。中小企業投資促進税制では、取得価額の7%の税額控除（資本金3千万円超の法人は適用不可）、または取得価額の30%の特例償却が認められます。

また、計画認定が必要となる中小企業経営強化税制では、取得価額の10%の税額控除（資本金3千万円超の法人は7%）または、取得価額の100%の償却（即時償却）が認められます。

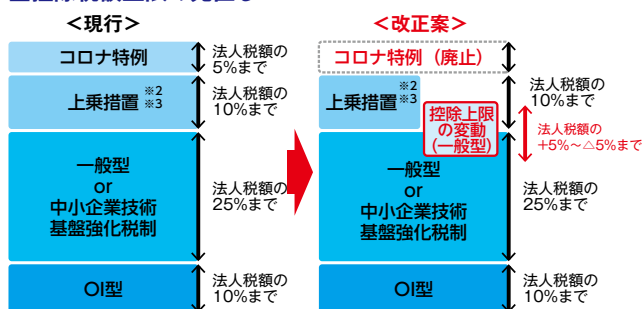
【図表1】 研究開発税制 税額控除率・控除税額上限の見直し

■税額控除率の見直し^{*1}

税額控除率の下限を1%（現行2%）に引下げたうえ、上限を一般型14%（原則10%）、中小企業技術基盤強化税制17%（原則12%）とする特例の適用期限を3年延長する。



■控除税額上限の見直し



※1 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例の適用期限を3年延長
 ※2 一般型の試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長
 ※3 中小企業者等の増減試験研究費割合が9.4%超の場合の控除税額上限の上乗せ措置について、12%超の場合に見直し、適用期限を3年延長

出典：経済産業省資料を一部加工してアイユーコンサルティンググループ作成

今回の改正では、本税制が2年間延長される見込みです。更に、所得800万円までは法人税率が19%↓15%に軽減される「中小企業軽減税率」についても、2年間延長されるようです。

D X投資促進税制の見直しと延長

D X投資促進税制は、企業がD X化のためにソフトウェア等を取得・製作した場合に、その取得価額の30%の特別償却、または3%もしくは5%の税額控除が適用できる税制優遇措置です。

認定要件が見直され、「デジタル人材の育成・確保」に加えて「売上高が10%以上増加することが見込まれること」「対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となること」という要件が追加される予定です。

日本企業が世界に進出し、国際的な競争力を上げることが改正の狙いと考えられます。

特定資産の買換え特例の見直しと延長

この特例については、適用要件の見直しを行ったうえで適用期限が3年間延長される見込みです。

【図表2】 特定資産の買換え特例 対象資産の見直し

適用要件	改正案
既成市街地等の区域内から区域外への買換え(一号)	適用対象から除外
航空機騒音障害区域の内から外への買換え(二号)	譲渡資産の対象から一定区域内にある資産を除外
既成市街地等及び人口集中地区内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え(三号)	改正なし
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物もしくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え(四号)	以下のとおり、一部の課税繰延割合が改正 ●東京都特別区域→地域再生法の集中地域外への本店移転の場合 80%から90%へ引上げ ●地域再生法の集中地域外→東京都特別区域への本店移転の場合 70%から60%へ引下げ
日本船舶から日本船舶への買換え(五号)	譲渡資産及び買換資産の要件を見直し

図表2を見ていただくと分かる通り、この改正は東京都部に企業が集中しないための施策といえます。こうした税制を知っているかどうかで、コスト面でかなりの差が出るのがお分かりいただけることと思います。拠点の移動に限らずですが、何か新しいことを始めようと考えている場合には、使える税制がないか、補助金や助成金がないか、あらかじめ顧問税理士などに相談することをお勧めします。

小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(インボイス関連)

インボイス制度が始まると、取引先が適格請求書発行事業者かどうかによって、消費税の仕入額控除の対象になるかどうかが変わります。

取引先が適格請求書発行事業者に登録してくれたほうが企業にとっては税制面で有利となる反面、免税事業者にとっては、登録することによって益税を受け取れない、消費税の計算が必要になるなど、負担が増えることが課題となっています。

これを受け、免税事業者が適格請求書発行事業者となるなどして事業者免税点制度の適用を受けられないことになる場合には、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割にできるという改正が見込まれます。

この改正によって、適格請求書発行事業者になった小規模事業者は、税負担が3年の間、大幅に軽減される予定です。企業側としては、取引先に対して適格請求書発行事業者への登録を勧めやすくなるという利点があります。

1万円未満の少額取引における事務負担の軽減措置(インボイス関連)

こちらもインボイス関連の改正です。

一定規模以下の事業者を対象に、1万円未満の少額取引の課税仕入については、帳簿のみの保存での仕入税額控除の適用が認められる見込みです。また、売上返還については、インボイスの交付義務が免除される予定です。

適格請求書発行事業者登録制度の見直し

これに加えて、適格請求書発行事業者登録制度の期日についても見直しされます。

現行では、インボイス制度が始まる2023年10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、3月31日までに登録申請書を提出しなければなりません。3月31日までの登録申請が難しい場合には、「提出が困難な事情」を明記すれば、4月以降に登録申請をしてもよいという運用になっていましたが、今回の改正によって、「提出が困難な事情」を記載する必要もなくなる見込みです。また、免税事業者が課税期間の初日から登録を受けようとする場合や課税期間の初日から登録を取消そうとする場合には、当該課税期間の初日から起算してひと月前の日までに、適格請求書発行事業者の登録申請書を提出しなければなりません。

しかし改正後は、初日から起算して15日前の日までに登録申請書を提出すればよいことになりそうです。つまり、10月1日から適格請求書発行事業者になるためには、9月15日までに登録申請をすればよいことになる見込みです。

インボイス制度開始に先立ち多くの企業では、取引のある小規模事業者に対して「適格請求書発行事業者に登録する予定があるかどうか」を確認するアンケートを送っていると思います。今回の改正で登録申請の期限が延びたことよって、アンケートの回収が遅くなるなどの影響が出る可能性があります。

電子帳簿保存制度の見直し

電子帳簿保存法は2022年にも改正されており、「優良な電子帳簿」の要件を満たす場合は税制優遇が受けられます。今回の改正によって優良電子帳簿の範囲が明確化されるとともに、電子取引データの保存要件が図表3のように緩和される予定です。

また、電子帳簿保存法においては、取引データを電子保存する際には検索機能確保しなければなりません（基準期間の売上高が1000万円以下の企業を除く）。例えば、取引年月日、勘

【図表3】 軽減措置の対象となる所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲

現行	改正案
①仕訳帳	改正無し
②総勘定元帳	改正無し
③その他の必要な帳簿	次に掲げる事項 ●受取手形記入帳、支払手形記入帳 ●売掛帳、買掛帳 ●有価証券台帳(法人のみ) ●固定資産台帳、繰延資産台帳 ●売上帳、仕入帳、経費帳(貸金台帳を除く)

定科目、取引金額など、帳簿の種類に応じた記録項目で検索できるように、環境を整備しておかなければなりません。

そのため企業によっては、検索機能のあるシステムを新たに導入したり、人力でファイル名を変えたりして、検索要件を確保する必要があったのです。

しかし今回の改正によって、判定期間中（法人は2事業年度前、個人は2年前）の売上高が5000万円以下の企業については、一定要件を満たすことで検索要件が不要となります。

4

まとめ

令和5年度税制改正大綱を基に、中小企業や中堅企業に関連性の高い項目をピックアップしてご紹介しました。自社に関わりのある改正については、早い段階でチェックをしておきましょう。ただ、冒頭でもお伝えしたとおり、大綱は微修正を経て施行に至るのが一般的です。そのため、大綱はあくまでも「速報」という位置付けで捉えておき、実際の改正内容は施行されたものを確認するようにしてください。

大綱には専門用語や細かい数字なども記載されており、やや難解で読み解くのに時間がかかります。そこでアイユーコンサルティンググループでは、法改正などの重要な情報をレジュメにまとめ、税制改正セミナーを実施するなど事業関係者や顧問先の企業様にとって必要な情報を迅速に提供できるようにしています。各種税制を活用する際には、専門家に依頼するコストなども加味して節税効果をシミュレートし、経営判断を下さねばなりません。経営判断に時間を割けるようにはするために、情報収集は早めに行い、必要に応じて専門家に相談しながら進めていきましょう。

税理士法人アイユーコンサルティング
税理士

足立 賢亮 氏

国内大手税理士法人から2019年にアイユーコンサルティングに入社。入社後の相続税申告は既に60件に及ぶ。

相続対策、法人顧問、個人顧問、組織再編を伴う資本政策など、幅広い業務に対応しており、丁寧かつスピーディーな仕事振りでお客様とのコミュニケーションを得意とする。

他士業との連携、共催による合同セミナー、相続相談会など、営業活動においても躍進する最年少マネージャーとして、関東地区の拠点拡大を目指し、日々邁進している。

「会社の事業承継、相続による遺産の承継は人生において数少ない重要な局面である」を念頭に、経営者、遺族、納税者の立場やニーズに配慮し、ベストな提案をするため、幅広くサポートを行う。

本誌の内容は、「令和5年度税制改正大綱」にもとづき、2023年1月30日時点での情報をもとに作成しております。

そのため、今後国会に提出される法案などによっては、本誌に掲載した内容とは異なる内容が制定される場合もありますのでご注意ください。

発行：株式会社 星和ビジネスリンク

本社：〒108-0014 東京都港区芝 4-1-23 三田NNビル4階
TEL: (03) 5439-2370 (大代表) FAX: (03) 5439-2371

※本誌からの無断転載、コピーを禁止します。(非売品)

●お届けいたしましたのは



NISSAY

(生 22 - 6467, 法人開拓戦略室)